

高崎市職場環境改善事業補助金～申請から補助金交付の流れ～

①交付申請（申請者→本庁 商工振興課、各支所担当課（※下記「問い合わせ先」参照））

【受付期間】令和8年4月1日（水）～4月14日（火）必着

【提出方法】次の（１）～（３）の方法により提出してください。

- （１）インターネット（電子申請）：市HPから申請できます。
- （２）郵送：4月14日（火）必着
簡易書留や特定記録郵便などの特殊郵便を利用してください。
- （３）窓口持参：商工振興課、各支所担当課



電子申請は
市HPから

②申請書類等の審査・交付決定（本庁 商工振興課→申請者）

事業計画、企業規模、職場環境の現状、補助を利用した回数等を審査のうえ、交付の可否を決定します。

- ・審査には数ヵ月要する場合があります。
- ・追加資料の提出や現地調査が必要となる場合があります。

③事業着手（工事着工、設備等の購入）

市から「交付決定通知」が届いたら、速やかに工事等に着手してください。

- ・交付決定前に着工した工事、購入した設備は、交付の対象になりません。

※変更申請（申請者→本庁 商工振興課）

- ・交付決定後、工事や購入する作業服を変更する場合は、「変更申請」が必要となります。

④実績報告（申請者→本庁 商工振興課）

工事等が完了したら、3.0日以内に実績報告をしてください。

⑤補助金の交付

実績報告の内容を審査し、工事等が適正であると確認できたら補助金が交付されます。

- ・必要に応じて現地調査を行います。

◇申請窓口（平日8時30分～17時15分）◇

■本庁 〒370-8501 高崎市高松町35番地1
高崎市役所 商工振興課 工業振興担当（13階）
TEL（直通）：027-321-1256 / FAX：027-325-4879
E-mail：shoukou@city.takasaki.gunma.jp

<農業者特別枠>

高崎市役所 農林課 農業担当（14階）
TEL（直通）：027-321-1261

■各支所（※申請書の配布・受理のみ）

- ・倉渕支所地域振興課 ・箕郷支所産業課 ・群馬支所地域振興課
- ・新町支所地域振興課 ・榛名支所産業観光課 ・吉井支所産業課

高崎市職場環境改善事業補助金の概要

制度の目的

職場への空調設備等の設置に係る経費の一部について、補助金を交付することで、快適な職場環境づくりを推進し、安定的、継続的な雇用を促進します。

対象者

- ◇本市に法人の設立・異動届出書を提出してある法人（宗教法人は除く）
- ◇本市に住民登録のある個人のうち、本市内の事業所で業を営む者

対象経費等

◇下記（ア）～（ウ）の導入工事費用及び購入費用

- （ア）**空調設備** 業務用エアコン、業務用冷風・温風機、大型の送風・換気装置等
- （イ）**遮断熱塗装** 高崎市景観色彩ガイドラインを遵守し遮断熱効果がある塗料を使用
- （ウ）**ファン付き等作業服** ウェア、冷却ファン等及びバッテリーのセット一式

<対象外経費>

- ☒ 暑さ・寒さ対策に直接寄与しない設備の導入経費
- ☒ 設備導入の付帯工事とみなせない工事等の費用
- ☒ 新品未使用品以外の購入経費
- ☒ 過去に本補助金を活用して導入をした設備への再導入経費
- ☒ その他審査により対象外と判断された経費

対象区域・業務等

◇（ア）空調設備（イ）遮断熱塗装

本市内の工場や事務所の従業員のみに使用され、かつ継続して業務が行われる区域が対象です。
※接客、会議室、休憩室、役員室、倉庫、材料置場等に使用される区域は対象外。

◇（ウ）ファン付き等作業服 **R8より外現場の業務も対象となりました**

作業現場等において労働安全衛生規則に基づく熱中症予防対策が必要となる業務が対象です。
※WBGT（暑さ指数）が28℃以上、または気温が31℃以上の環境下で連続して1時間以上、または1日4時間を超えて作業が行われる見込みの業務。

補助金の額

◇補助対象経費の2分の1の額（1千円未満切り捨て）。

◇1事業者あたりの交付上限額は、500万円とする（ウの上限額は10万円）。

※（ア）と（イ）と（ウ）は併用できますが、交付上限額は計500万円です。

※対象外のスペースが含まれる場合は、面積案分等になります。

工事等の発注先

◇設備等の工事及び購入は、市内業者（※1）への発注に限ります。

※1）見積書及び請求書、領収書を本市内の住所表記で発行できること。

注意事項

◇交付決定前の着工や設備・作業服の購入は、交付の対象外です。

◇他の制度等により補助金等の交付を受けた場合は、補助金交付の対象外です。

◇本補助金の利用は1事業者あたり、[空調設備及び遮断熱塗装の導入]、[ファン付き等作業服の導入]は、それぞれ3回目までの利用とし、1年度につき1回限りです。

令和8年度農業者向けにファン付き等作業服の購入費を補助する特別枠を設けます。

炎天下の屋外での作業や屋外よりも高温となる農業用ハウス内での作業など、高温にさらされる環境下で、農作業に従事する農業者を守るため、ファン付き等作業服の購入に対し補助いたします。

内容・詳細については、**高崎市役所農林課農業担当（027-321-1261）**までお問い合わせください。